

第 2 章

令和 3 年度電波の利用状況調査の概要

第1節 調査概要

(1) 調査対象

714MHz 超の周波数帯を対象として調査を実施した。

(2) 調査基準日

令和3年4月1日を基準として実施した。

(3) 調査事項及び調査方法

調査省令第5条に基づき、免許を受けた無線局、登録を受けた無線局並びに免許及び登録を要しない無線局に係る調査（以下、「通常調査」という）を実施した。

免許を受けた無線局に係る調査については、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理及び同法第26条の2第6項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集（携帯無線通信等を除く。）により実施した。

また、登録を受けた無線局に係る調査については、登録人の数及び登録局の数に関して、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理により実施した。

714MHz 超の周波数帯を使用する無線局の調査事項等

(調査省令第5条関係)

調査事項	調査方法
① 免許人の数 ② 無線局の数 ③ 無線局の目的及び用途 ④ 無線設備の使用技術	電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
⑤ 無線局の具体的な使用実態 ⑥ 他の電気通信手段への代替可能性 ⑦ 電波を有効利用するための計画 ⑧ 使用周波数の移行計画	電波法第26条の2第6項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

注 包括免許の無線局については、電波法第103条の2第5項に規定する開設無線局数のみを調査事項とし、調査省令第5条第2項第1号に規定する方法により実施した。

さらに、電波の利用状況調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 5 条の 2 に関する告示に基づき、下記の 3 システムの重点調査を実施した。

重点調査の対象となる電波利用システム

（調査省令第 5 条の 2 関係）

電波利用システム名
1. 2GHz 帯画像伝送用携帯局
映像 FPU(G バンド)
映像 FPU(D バンド)

免許及び登録を要しない無線局に係る調査については、次に掲げる区別ごとに、それぞれの欄に示す調査事項及び調査方法により実施した。

免許及び登録を要しない無線局の調査事項等（調査省令第 5 条関係）

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
電波法第 38 条の 6 第 1 項の技術基準適合証明を受けた無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第 38 条の 6 第 2 項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第 38 条の 24 第 1 項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 19 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第 38 条の 29 において準用する同法第 38 条の 20 第 1 項に基づき同法第 38 条の 24 第 1 項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第 3 項において準用する同法第 38 条の 6 第 2 項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第 38 条の 31 第 1 項の技術基準適合証明に係る無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第 38 条の 31 第 4 項において準用する同法第 38 条の 6 第 2 項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
電波法第 38 条の 31 第 5 項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 35 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第 38 条の 31 第 6 項において準用する同法第 38 条の 20 第 1 項の規定に基づき同法第 38 条の 31 第 5 項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第 6 項において準用する同法第 38 条の 6 第 2 項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第 38 条の 33 第 1 項の確認に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 40 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特別特定無線設備の数量	電波法第 38 条の 38 において準用する同法第 38 条の 20 第 1 項に基づき同法第 38 条の 33 第 4 項の届出業者に対して報告を求める事項の整理
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 33 条第 2 項の工事設計認証に係る無線設備	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 33 条第 2 項の規定により法第 38 条の 25 第 2 項の規定が適用される場合における特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 19 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 33 条第 2 項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理

注 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条第 1 項に定める特定無線設備又は同条第 2 項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2 以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。

(4) 調査の評価

電波法第 26 条の 2 第 3 項に規定するとおり、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価した。

令和 3 年度通常調査の評価に当たっては、714MHz 超の周波数帯を 16 に区分し、各周波数区分に属する電波利用システムの電波の利用状況を基に、各周波数区分の評価を行った（第 2 節を参照）。

令和 3 年度重点調査の評価に当たっては、重点調査対象システムごとの電波の利用状況を、各評価指標（時間・エリア・周波数帯幅・技術・運用管理取組・社会的貢献性）に従って評価を行った。

(5) 用語集

分類	使用する用語	用語の意味
全般	周波数区分	周波数の特性や電波利用形態等を勘案した周波数帯の区分であり、調査結果及び評価結果はこの区分ごとに取りまとめられる。
	無線局	無線設備と無線従事者の総体。
	免許人	無線局を開設し運用するために無線従事者の免許を取得し、無線局を使用する主体。
	総合通信局	情報通信行政を所管する総務省の地方支分部局。
	電波利用システム	用途や周波数帯等、いくつかの条件によって分類された無線局群の総称。
	チャンネル	干渉等を避けるため、システムに割り当てられた、周波数帯を分割した区分。
重点調査	評価指標	電波の利用度を評価するための観点となる指標。時間利用度、エリア利用度、周波数帯幅利用度、技術利用度を指す。
	評価区分	全システム一律で適用する、電波利用システムの時間利用度、エリア利用度を評価するための閾値。電波の時間利用日数及び電波の発射都道府県数を基に分類するA～Eの区分を示す。
	時間利用率	1年間でどの程度無線局が電波を発射しているかを表した割合。 「年間の利用日数」÷「1年間（365日）」で算出される。
	エリアカバー率	47都道府県のうちどの程度の都道府県で無線局が電波を発射しているかを表した割合。 「無線局が発射している都道府県数」÷「全都道府県（47）」で算出される。
	占有周波数帯幅	搬送波の変調時に占める周波数の幅。
	集計区分	周波数帯幅利用度を評価する際に使用する集計の区分。
	密集度	MHzあたりの無線局数（集計区分ごとに算出。免許上の割り当てに基づく。）

(6) 評価結果の公表

電波法第 26 条の 2 第 4 項に規定するとおり、利用状況調査及び評価の結果をインターネットの利用により公表するほか、総務省総合通信基盤局及び総合通信局において公衆の閲覧に供する。

(7) 調査等のスケジュール

令和 3 年 6 月 総務省より免許人に調査票を送付

令和 3 年 8 月 調査票を回収

令和 3 年 9 月～令和 4 年 4 月 調査票の集計、分析及び評価を実施

令和 4 年 5 月 調査結果の公表

令和 4 年 5 月～6 月 評価結果（案）について意見募集を実施

令和 4 年 7 月 評価結果（案）の意見募集の結果の公表

電波監理審議会に評価結果（案）を諮問

評価結果を公表

第2節 評価方法

- (1) 令和3年度調査の評価に当たっては、対象周波数帯（714MHz 超の周波数帯）を16に区分し、それぞれの周波数区分ごとに評価を行う。
- (2) 各周波数区分の評価に当たっては、各区分の周波数の電波を使用している電波利用システムの電波の利用状況を基に評価を行う。令和3年度調査では、総計約96万局の無線局を224の電波利用システムに割り当てており、これらの電波利用システムの評価を行っている。なお、各周波数区分における電波利用システムの割当状況は、調査基準日（令和3年4月1日）時点のものを記載している。
- (3) 令和3年度の評価に際し、平成27年度又は平成28年度、平成30年度又は令和元年度に実施した電波の利用状況調査（714MHz 超の周波数帯）との経年比較を行う場合、当該年度の免許人数及び無線局数のデータは以下のように集計している。

調査年度	周波数区分	集計方法
令和元年度データ	714MHz 超 3.4GHz 以下	令和3年度に再集計
平成30年度データ	3.4GHz 超	
平成28年度データ	714MHz 超 3.4GHz 以下	
平成27年度データ	3.4GHz 超	

(4) 第3、4章の章立ては下表のとおり。3章が各地方局等の評価結果であるのに対し、第4章は全国の評価結果となっている。第3章各節の第1款と第4章の第1節、第3章各節の第2～17款が第4章第2節の第1～16款に対応している。

章		節		款	
1	電波の利用状況調査・公表制度の概要	-	-	-	-
2	令和3年度電波の利用状況調査の概要	-	-	-	-
3	各地方局等における周波数区分ごとの評価結果	1	北海道総合通信局	1	714MHz 超の周波数の利用状況の概況
				2	714MHz 超 960MHz 以下の周波数の利用状況
				3	960MHz 超 1.215GHz 以下 (中略)
				16	23.6GHz 超 36GHz 以下
				17	36GHz 超
		2	東北総合通信局 (中略)	(同上)	
				(中略)	
		10	九州総合通信局	(同上)	
		11	沖縄総合通信事務所	(同上)	
4	周波数区分ごとの評価結果	1	714MHz 超の周波数の利用状況の概況	-	-
		2	通常調査	1	714MHz 超 960MHz 以下の周波数の利用状況
				2	960MHz 超 1.215GHz 以下 (中略)
				15	23.6GHz 超 36GHz 以下
				16	36GHz 超
		3	重点調査	1	1.2GHz 帯画像伝送携帯局
				2	映像 FPU (C バンド) 映像 FPU (D バンド)
		4	公共業務用無線局の現状	-	-
5	総括	-	-	-	-

- (5) 図表注釈のうち、原則第 3 章及び第 4 章で共通のものを下表にまとめる。なお、共通注釈が当てはまらない場合や、個別の図表に必要な注釈は各図表の下部に記載する。

分類	共通注釈内容
有効回答数	調査票に回答した 免許人数又は無線局数 を示す。
図表中の割合の算出	調査票に回答した 免許人数又は無線局数 に基づき算出している。
表の網掛け	各選択肢の中で調査票に回答した免許人数又は無線局数の割合が最も大きい値を示す。
0.0%表示	0.05%未満については、0.0%と表示している。
0.00%表示	0.005%未満については、0.00%と表示している。

(6) 免許人数及び無線局数に関する図表と、集計時のポイントについて下表の通り説明する。なお、調査票に関する図表については、(7)で説明する。

<免許人数及び無線局数に関する図表>

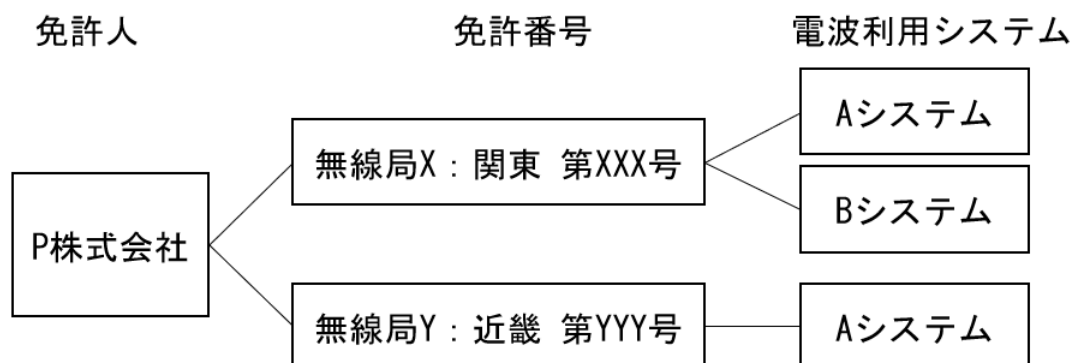
掲載箇所	図表
第3章第●節第1款 第4章第1節 (714MHz超の概況)	周波数区分別無線局数の割合及び局数の推移
	総合通信局ごとの周波数区分別無線局数の割合
	総合通信局別無線局数の推移
	利用する免許人数及び無線局数
第3章第●節第2～17款 第4章第2節第1～16款 (周波数区分ごとの評価)	システム別無線局数の推移
	総合通信局ごとのシステム別無線局数の割合
	総合通信局別無線局数の推移
	電波利用システムごとの免許人数、無線局数及び無線局数の割合

(注) 第●節は、総合通信局により異なる。

<集計時のポイント>

ポイント	内容	該当箇所
①	1無線局が複数の電波利用システムに紐づく場合、各システムで免許人数1者・無線局数1局と計上される。	システムごとの「免許人数」又は「無線局数」が集計されている図表全て
②	第4章では、複数の総合通信局に属する免許人の重複を排除する。	第4章にて「免許人数」が集計されている図表全て

以下、免許人「P株式会社」を例にとる。



＜免許人数及び無線局数の集計結果＞

	管区	電波利用システム	免許人数	無線局数
第3章	関東	Aシステム	1者	1局
		Bシステム	1者	1局
	近畿	Aシステム	1者	1局
第4章	全国	Aシステム	1者 (関東局と近畿局で足して 2者とはならない)	2局
		Bシステム	1者	1局

以上を踏まえると、下表のように整理される。

	第3章第●節第2款～第17款の合計値
第3章第●節第1款の無線局数	一致
第3章第●節第1款の免許人数	一致

(注) 第●節は、総合通信局により異なる。

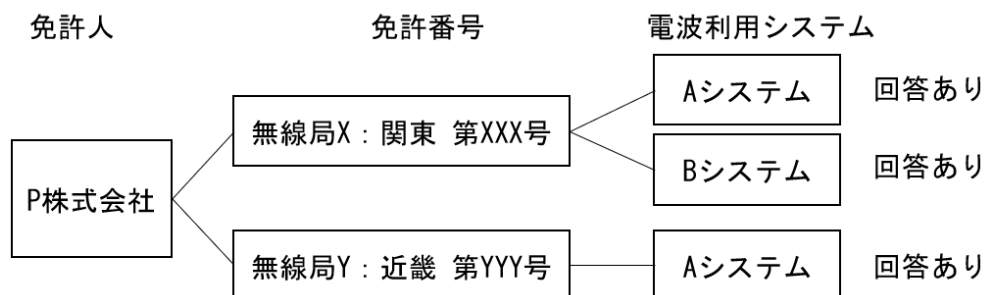
	第4章第2節 第1～16款の合計値	第3章 第1～11節の合計値
第4章第1節の無線局数	一致	一致
第4章第1節の免許人数	一致	不一致 (複数の総合通信局に属する免許 人の重複を排除するため)

(7) 「図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。」と記載されている図表について、集計時のポイントを説明する。

<集計時のポイント>

ポイント	内容
①	図表中の割合は、調査票の各設問に回答した免許人数の割合を示したものであり、その無線局数の割合を示すものではない。
②	免許人が、複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムで1回答として重複計上する。
③	免許人が、複数の総合通信局で電波利用システムを利用している場合、第4章ではそれらの回答を重複計上する。

以下免許人「P株式会社」を例にとる。



<システムごとの回答数>

	管区	電波利用システム	回答数
第3章	関東	Aシステム	1回答
		Bシステム	1回答
	近畿	Aシステム	1回答
第4章	全国	Aシステム	2回答 (関東局1回答+近畿局1回答)
		Bシステム	1回答

以上を踏まえると、下表のように整理される。

	第3章第1節から第11節までの 対応する設問の回答者数の合計値
第4章の各設問の回答数	一致 (複数の総合通信局に属する免許人の回答の重複を 排除していないため)

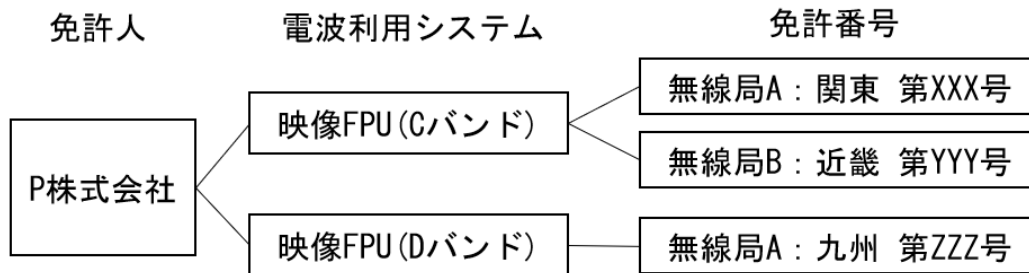
(8) 第4章第3節(重点調査)の評価結果に関するポイントを説明する。なお、第4章第3節の各款では、以下の重点調査システムのみについて、集計結果を掲載している。

款	電波利用システム名
第1款	1.2GHz帯画像伝送用携帯局
第2款	映像FPU(Cバンド)、映像FPU(Dバンド)

<重点調査の評価結果に関するポイント>

ポイント	対象	内容
①	第2款	映像FPUに関しては、CバンドとDバンドを合算した結果の評価も行っている。なお合算方法については、両システムを利用する免許人を <ul style="list-style-type: none"> ・重複排除する場合(第4章第3節第2款(2)(ウ)のみ) ・重複排除しない場合(上記の箇所以外) の2種類が存在する。
②	第1款 第2款	重点調査における調査票設問の回答単位は、免許人単位と無線局単位の2種類が存在する。(通常調査では免許人単位のみ)
③	第2款	密集度の集計において、無線局が、複数の集計区分にまたがる場合、又は複数の集計区分に割り当てられている場合は、それぞれの集計区分に重複計上する。本件は、注釈*2として、図表の下に記載している。(1.2GHz帯画像伝送用携帯局は、集計区分が1つしかないため本件対象外)
④	第1款 第2款	集計区分ごとのMHzあたりの空中線電力を、「該当する集計区分に属する全国の無線局ごとの免許上の空中線電力の平均値を、占有周波数帯幅の平均値で割った値の合計値」とする。本件は、注釈*1として、図表の下に記載している。

ポイント①について、以下免許人「P株式会社」を例にとる。



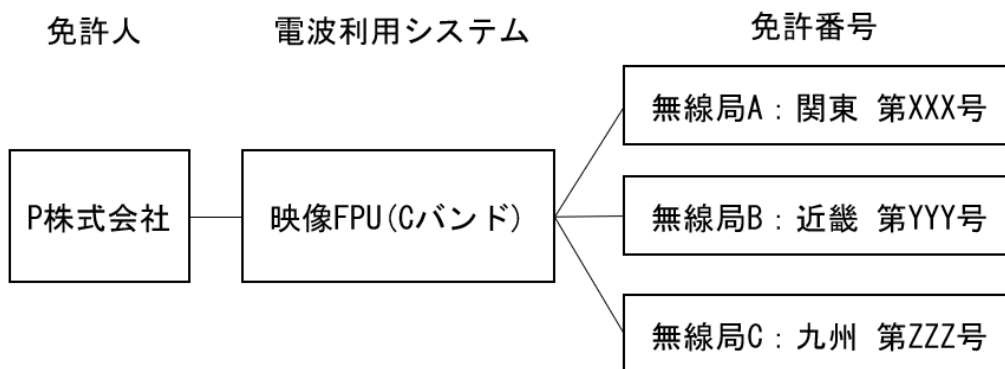
<免許人数及び無線局数の集計結果（合算前）>

電波利用システム	免許人数	無線局数
映像 FPU (C バンド)	1 者	2 局
映像 FPU (D バンド)	1 者	1 局

<免許人数及び無線局数の集計結果（合算後）>

免許人の重複排除	免許人数	無線局数
重複排除する場合	1 者 (P 株式会社のみ)	3 局 (C バンド 2 局 + D バンド 1 局)
重複排除しない場合	2 者 (P 株式会社を、C バンド、D バンドそれぞれで 1 者とカウント)	3 局 (C バンド 2 局 + D バンド 1 局)

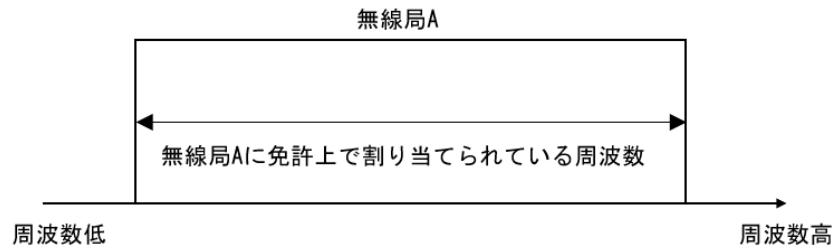
ポイント②について、以下免許人「P株式会社」を例にとる。



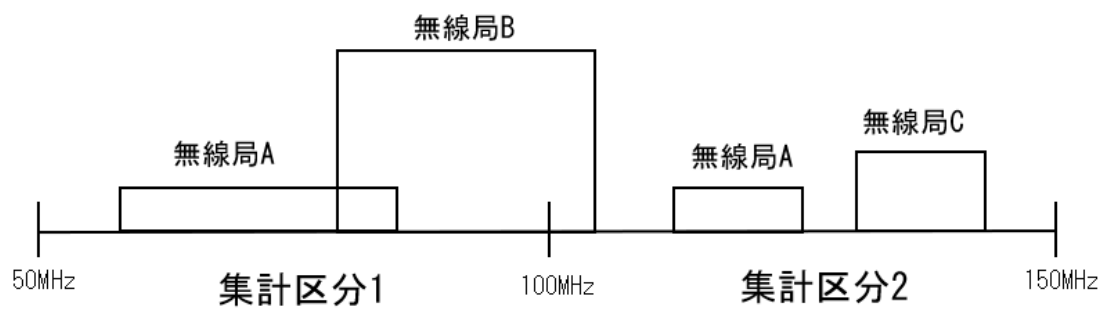
<設問の回答単位と回答数>

免許人単位回答の調査票設問 1 問に対し	1 回答
無線局単位回答の調査票設問 1 問に対し	3 回答 (無線局 A, B, C それぞれについて回答)

以降のポイント③、④の例では、無線局に免許上で割り当てられている周波数を以下のように示す。



ポイント③について、以下、無線局 A、B、C、D を例にとる。

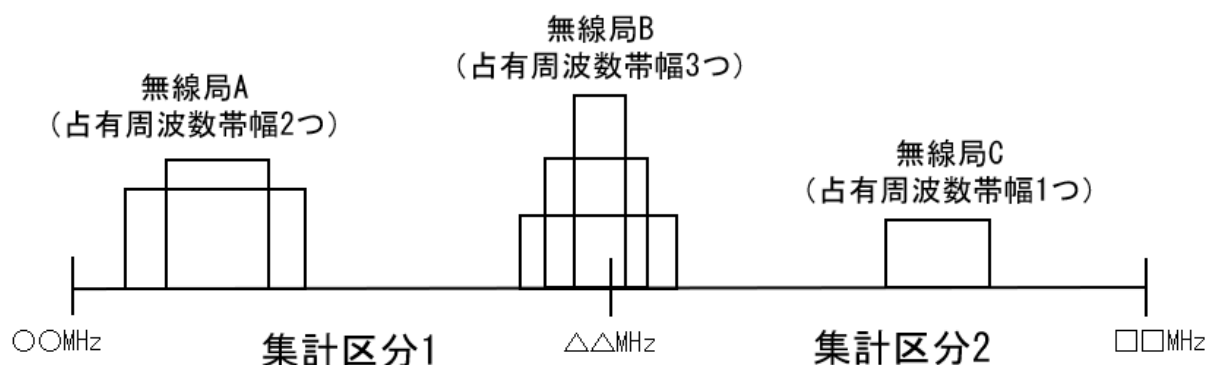


無線局 B は集計区分 1、2 両方に属するため、ポイント③のとおり両集計区分に計上する。

<集計区分ごとの無線局数及び密集度>

集計区分	無線局数	集計区分の幅	密集度
1 (50MHz 超 100MHz 以下)	2 局 (無線局 A、B)	50MHz	0.04 局/MHz (2 局 ÷ 50MHz)
2 (100MHz 超 150MHz 以下)	3 局 (無線局 A、B、C)	50MHz	0.06 局/MHz (3 局 ÷ 50MHz)

ポイント④について、以下、無線局 A、B、C を例にとる。



<無線局 A、B、C の占有周波数帯幅、空中線電力の内訳>

無線局	占有周波数帯幅	占有周波数帯幅の平均	空中線電力	空中線電力の平均	MHz あたりの空中線電力
A	10MHz	15MHz	3W	4.5W	0.3W/MHz (4.5W ÷ 15MHz)
	20MHz		6W		
B	5MHz	10MHz	3W	4W	0.4W/MHz (4W ÷ 10MHz)
	10MHz		3W		
	15MHz		6W		
C	10MHz	10MHz	5W	5W	0.5W/MHz (5W ÷ 10MHz)

<集計区分 MHz あたりの空中線電力>

集計区分	属する無線局	MHz あたりの空中線電力	集計区分ごとの MHz あたりの空中線電力
1 (〇〇MHz 超 △△MHz 以下)	無線局 A	0.3W/MHz	0.7W/MHz (0.3W/MHz + 0.4W/MHz)
	無線局 B	0.4W/MHz	
2 (△△MHz 超 □□MHz 以下)	無線局 B	0.4W/MHz	0.9W/MHz (0.4W/MHz + 0.5W/MHz)
	無線局 C	0.5W/MHz	

(9) 周波数帯ごとの利用状況の特徴を踏まえて、16の周波数区分に区分している。各周波数区分に属する電波利用システムは次のとおりである。

周波数区分	電波利用システム
714MHz 超 960MHz 以下 この周波数帯は、主に携帯無線通信の FDD システムを中心とする移動通信システムが使用している帯域であるため、一元的に評価する。	800MHz 帯映像 FPU (陸上移動局)
	800MHz 帯映像 FPU (携帯局)
	800MHz 帯デジタル特定ラジオマイク (A 型) (陸上移動局)
	炭坑用 (基地局)
	炭坑用 (陸上移動局)
	800MHz 帯 MCA 陸上移動通信 (基地局)
	800MHz 帯 MCA 陸上移動通信 (陸上移動中継局)
	800MHz 帯 MCA 陸上移動通信 (陸上移動局)
	900MHz 帯電波規正用無線局
	920MHz 帯移動体識別 (構内無線局 (免許局))
	920MHz 帯移動体識別 (構内無線局 (登録局))
	920MHz 帯移動体識別 (アクティブ系) (陸上移動局 (登録局))
	920MHz 帯移動体識別 (陸上移動局 (免許局))
	920MHz 帯移動体識別 (陸上移動局 (登録局))
	950MHz 帯移動体識別 (構内無線局 (免許局))
	950MHz 帯移動体識別 (構内無線局 (登録局))
	950MHz 帯移動体識別 (簡易無線局 (登録局))
実験試験局 (714MHz 超 960MHz 以下)	
その他 (714MHz 超 960MHz 以下)	
960MHz 超 1.215GHz 以下 この周波数帯は、世界的に航空無線航行用システムが使用している帯域であるため、一元的に評価する。	航空用 DME/TACAN (無線航行陸上局)
	航空用 DME/TACAN (航空機局)
	航空交通管制用レーダービーコンシステム (ATCRBS) ・二次監視レーダー (SSR) 又は洋上航空路監視レーダー (ORSR)
	航空交通管制用レーダービーコンシステム (ATCRBS) ・ATC トランスポンダ (無線航行移動局)
	航空交通管制用レーダービーコンシステム (ATCRBS) ・ATC トランスポンダ (航空機局)
	航空機衝突防止システム (ACAS)
	RPM ・マルチラレーション
	実験試験局 (960MHz 超 1.215GHz 以下)
	その他 (960MHz 超 1.215GHz 以下)

周波数区分	電波利用システム
1. 215GHz 超 1. 4GHz 以下 この周波数帯は、主に無線標定等の各種レーダーが使用している帯域であるため、一元的に評価する。	災害時救出用近距離レーダー
	テレメータ・テレコントロール・データ伝送用(構内無線局)
	1. 2GHz 帯アマチュア無線
	1. 2GHz 帯画像伝送用携帯局
	1. 2GHz 帯電波規正用無線局
	航空路監視レーダー(ARSR)
	1. 2GHz 帯映像 FPU(陸上移動局)
	1. 2GHz 帯映像 FPU(携帯局)
	1. 2GHz 帯特定ラジオマイク・1. 2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク(A型)(陸上移動局)
	1. 3GHz 帯ウインドプロファイラレーダー
	実験試験局(1. 215GHz 超 1. 4GHz 以下)
	その他(1. 215GHz 超 1. 4GHz 以下)
	1. 4GHz 超 1. 71GHz 以下 この周波数帯は、主に携帯無線通信の FDD システムを中心とする移動通信システム、インマルサット等による衛星移動通信が使用している帯域であるため、一元的に評価する。
インマルサットシステム(地球局)	
インマルサットシステム(海岸地球局)	
インマルサットシステム(携帯基地地球局)	
インマルサットシステム(船舶地球局)	
インマルサットシステム(航空機地球局)	
インマルサットシステム(携帯移動地球局)	
インマルサットシステム(地球局(可搬))	
MTSAT システム(人工衛星局)	
MTSAT システム(航空地球局)	
MTSAT システム(航空機地球局)	
MTSAT システム(地球局)	
イリジウムシステム(携帯移動地球局)	
1. 6GHz 帯気象衛星	
気象援助業務(空中線電力が 1kW 未満の無線局(ラジオゾンデ))	
準天頂衛星システム(人工衛星局)	
グローバルスターシステム(携帯移動地球局)	
スラヤシステム(携帯移動地球局)	
実験試験局(1. 4GHz 超 1. 71GHz 以下)	
その他(1. 4GHz 超 1. 71GHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下 この周波数帯は、主に PHS や携帯無線通信の FDD システムを中心とする移動通信システムが使用している帯域であるため、一元的に評価する。	公衆 PHS サービス(基地局)
	公衆 PHS サービス(基地局(登録局))
	公衆 PHS サービス(陸上移動局(登録局))
	公衆 PHS サービス(陸上移動中継局)
	公衆 PHS サービス(陸上移動局)
	ルーラル加入者系無線(基地局)
	ルーラル加入者系無線(陸上移動局)
	衛星管制(地球局)
	衛星管制(人工衛星局)
	2. 3GHz 帯映像 FPU(陸上移動局)
	2. 3GHz 帯映像 FPU(携帯局)
	準天頂衛星システム(携帯基地地球局)
	準天頂衛星システム(携帯移動地球局)
	実験試験局(1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下)
	その他(1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下)
2. 4GHz 超 2. 7GHz 以下 この周波数帯は、主に広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)や無線 LAN 等の小電力データ通信システムが使用している帯域であるため、一元的に評価する。	2. 4GHz 帯アマチュア無線
	2. 4GHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局))
	2. 4GHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局))
	2. 4GHz 帯道路交通情報通信システム(VICS ビーコン)
	2. 4GHz 帯無人移動体画像伝送システム
	N-STAR 衛星移動通信システム(人工衛星局)
	N-STAR 衛星移動通信システム(携帯基地地球局)
	N-STAR 衛星移動通信システム(携帯移動地球局)
	地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))
	地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局)
	地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)
	地域広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)
	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))
	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局)
	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)
	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)
	実験試験局(2. 4GHz 超 2. 7GHz 以下)
その他(2. 4GHz 超 2. 7GHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
2. 7GHz 超 3. 4GHz 以下 この周波数帯は、現在、主に無線航行等の各種レーダーが使用している帯域であるため、一元的に評価する。	空港監視レーダー (ASR)
	位置・距離測定用レーダー (船位計)
	3GHz 帯船舶レーダー (船舶局)
	3GHz 帯船舶レーダー (特定船舶局)
	実験試験局 (2. 7GHz 超 3. 4GHz 以下)
	その他 (2. 7GHz 超 3. 4GHz 以下)
3. 4GHz 超 4. 4GHz 以下 この周波数帯は、主に地上系通信システムと共用する形で衛星通信に使用されていることから、一元的に評価する。	放送監視制御 (S バンド)
	衛星ダウンリンク (C バンド) (3. 4GHz 超 3. 6GHz 以下)
	3. 4GHz 帯音声 FPU
	3. 4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL
	衛星ダウンリンク (C バンド) (3. 6GHz 超 4. 2GHz 以下)
	移動衛星ダウンリンク (C バンド)
	航空機電波高度計
	実験試験局 (3. 4GHz 超 4. 4GHz 以下)
	その他 (3. 4GHz 超 4. 4GHz 以下)
4. 4GHz 超 5. 85GHz 以下 この周波数帯は、主に比較的長距離の無線アクセスシステムやレーダーに利用されているほか、レーダーと共存する形で地上系通信システムでも使用されていることから、一元的に評価する。	ローカル 5 G (4. 6GHz 超 4. 9GHz 以下) (基地局)
	ローカル 5 G (4. 6GHz 超 4. 9GHz 以下) (陸上移動局)
	5GHz 帯無線アクセスシステム (4. 9GHz 超 5. 0GHz 以下)
	5GHz 帯無線アクセスシステム (4. 9GHz 超 5. 0GHz 以下) (登録局)
	5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー
	5GHz 帯アマチュア
	5. 8GHz 帯画像伝送
	無人移動体画像伝送システム
	狭域通信 (DSRC)
	実験試験局 (4. 4GHz 超 5. 85GHz 以下)
	その他 (4. 4GHz 超 5. 85GHz 以下)

周波数区分	電波利用システム
<p>5. 85GHz 超 8. 5GHz 以下</p> <p>この周波数帯は、主に比較的長距離の地上マイクロ回線に用いられているほか、地上系と共用する形で衛星通信に使用されていることから、一元的に評価する。</p>	映像 STL/TTL/TSL (B バンド)
	映像 FPU (B バンド)
	6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム
	衛星アップリンク (移動衛星を除く) (C バンド) (5. 85GHz 超 6. 57GHz 以下)
	移動衛星アップリンク (C バンド) (5. 85GHz 超 6. 57GHz 以下)
	映像 STL/TTL/TSL (C バンド)
	映像 FPU (C バンド)
	6. 5GHz 帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントランス)
	映像 STL/TTL/TSL (M バンド)
	音声 STL/TTL/TSL (M バンド)
	放送監視制御 (M バンド)
	映像 STL/TTL/TSL (D バンド)
	映像 FPU (D バンド)
	7. 5GHz 帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントランス)
	映像 STL/TTL/TSL (N バンド)
	音声 STL/TTL/TSL (N バンド)
放送監視制御 (N バンド)	
実験試験局 (5. 85GHz 超 8. 5GHz 以下)	
その他 (5. 85GHz 超 8. 5GHz 以下)	
<p>8. 5GHz 超 10. 25GHz 以下</p> <p>この周波数帯は、主に無線標定等の各種レーダーに使用している帯域であることから、一元的に評価する。</p>	位置・距離測定用レーダー
	精測進入レーダー (PAR)
	航空機用気象レーダー
	X 帯沿岸監視用レーダー
	レーマークビーコン・レーダービーコン
	捜索救助用レーダートランスポンダ (SART)
	船舶航行用レーダー
	X 帯沿岸監視用レーダー (移動型)
	9GHz 帯気象レーダー
	9GHz 帯気象レーダー (可搬型)
	10. 125GHz 帯アマチュア
	実験試験局 (8. 5GHz 超 10. 25GHz 以下)
	その他 (8. 5GHz 超 10. 25GHz 以下)

周波数区分	電波利用システム
<p>10. 25GHz 超 13. 25GHz 以下</p> <p>この周波数帯は、主に比較的中距離の地上マイクロ回線に用いられているほか、地上系と共用する形で衛星通信に使用されていることから、一元的に評価する。</p>	映像 STL/TTL/TSL (E バンド)
	映像 FPU (E バンド)
	10. 475GHz 帯アマチュア
	速度センサ／侵入検知センサ
	映像 STL/TTL/TSL (F バンド)
	映像 FPU (F バンド)
	11GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)
	11GHz 帯電気通信業務災害対策用
	11GHz 帯電気通信業務テレビ伝送用
	衛星ダウンリンク (Ku バンド) (10. 7GHz 超 11. 7GHz 以下)
	BS 放送
	衛星ダウンリンク (Ku バンド) (11. 7GHz 超 12. 75GHz 以下)
	SHF 帯地上放送
	12GHz 帯公共・一般業務(中継系・エントランス)
	CS 放送
	映像 STL/TTL/TSL (G バンド)
	映像 FPU (G バンド)
実験試験局 (10. 25GHz 超 13. 25GHz 以下)	
その他 (10. 25GHz 超 13. 25GHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
13.25GHz 超 21.2GHz 以下 この周波数帯は、主に比較的短距離の通信に用いられているほか、地上系と共用する形で衛星通信に使用されていることから、一元的に評価する。	13GHz 帯航空機航行用レーダー
	13GHz 帯船舶航行管制用レーダー
	接岸援助用レーダー
	衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)
	衛星ダウンリンク(Ka バンド)(20.2GHz 超 21.2GHz 以下)
	14GHz 帯 BS フィーダリンク
	GS フィーダリンク
	移動衛星サービスリンクのアップリンク(Ku バンド)
	MTSAT アップリンク(Ku バンド)
	15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)
	15GHz 帯電気通信業務災害対策用
	15GHz 帯電気通信業務テレビ伝送用
	15GHz 帯ヘリテレ画像伝送
	17GHz 帯 BS フィーダリンク
	衛星ダウンリンク(Ka バンド)(17.3GHz 超 20.2GHz 以下)
	18GHz 帯公共用小容量固定
	18GHz 帯 FWA
18GHz 帯電気通信業務(エントランス)	
実験試験局(13.25GHz 超 21.2GHz 以下)	
その他(13.25GHz 超 21.2GHz 以下)	
21.2GHz 超 23.6GHz 以下 この周波数帯は、主に比較的近距离の大容量の地上系通信に用いられていることから、一元的に評価する。	有線テレビジョン放送事業用(移動)
	22GHz 帯 FWA
	22GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)
	有線テレビジョン放送事業用(固定)
	実験試験局(21.2GHz 超 23.6GHz 以下)
その他(21.2GHz 超 23.6GHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
23.6GHz 超 36GHz 以下 この周波数帯は、主に比較的近距离の大容量の地上系通信に用いられているほか、地上系と共用する形で衛星通信に使用されていることから、一元的に評価する。	24GHz 帯アマチュア
	速度測定用等レーダー
	空港面探知レーダー
	26GHz 帯 FWA
	衛星アップリンク (ESIM を除く) (Ka バンド) (27.0GHz 超 31.0GHz 以下)
	ローカル 5 G (28.2GHz 超 29.1GHz 以下) (基地局)
	ローカル 5 G (28.2GHz 超 29.1GHz 以下) (陸上移動局)
	ESIM アップリンク (Ka バンド) (29.5GHz 超 30.0GHz 以下)
	踏切障害物検知レーダー
	実験試験局 (23.6GHz 超 36GHz 以下)
その他 (23.6GHz 超 36GHz 以下)	
36GHz 超 この周波数帯は、主に極めて近距离の地上系通信に使用されていることから、一元的に評価する。	40GHz 帯画像伝送 (公共業務用)
	40GHz 帯公共・一般業務 (中継系)
	38GHz 帯 FWA
	40GHz 帯映像 FPU
	40GHz 帯駅ホーム画像伝送
	47GHz 帯アマチュア
	50GHz 帯簡易無線
	55GHz 帯映像 FPU
	60GHz 帯無線アクセスシステム
	80GHz 帯高速無線伝送システム
	77.75GHz 帯アマチュア
	120GHz 帯映像 FPU
	120GHz 帯超高精細映像伝送システム
	135GHz 帯アマチュア
	249GHz 帯アマチュア
実験試験局 (36GHz 超)	
その他 (36GHz 超)	